

あいち 子ども・若者育成計画2010

～子ども・若者の自立をはぐくみ、
共に育ち合う社会をめざして～

2010—2019





はじめに

今日、愛知の子ども・若者の多くが、夢の実現に向けて努力するとともに、豊かな創造力と行動力を活かして、スポーツ、文化・芸術、ボランティアなど、様々な分野で活躍しています。しかし、一部の子ども・若者には、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、深夜はいかいや初発型非行といわれる万引きの増加など、憂慮すべき状況が見受けられます。さらに、ニート、ひきこもりなど、若者の社会的自立の遅れが新たに指摘されているところです。

こうした中、「子ども・若者育成支援推進法」が本年4月から施行されます。この法律は、子ども・若者育成支援のための施策を総合的に推進することを目的としておりますが、特に、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むことができない子ども・若者に対する支援について初めて定めたという点で画期的な法律であると考えております。

また、インターネットや携帯電話などの情報通信メディアの発達により、社会の利便性は大いに増していますが、青少年にとって有害な情報も流通しています。子ども・若者が情報化社会に主体的に対応していくためには、メディアと情報を適切に活用する力を身に付けていくことが必要です。

本県では、平成13年3月に「あいちの青少年育成計画21」を策定して以来、子ども・若者の健やかな育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、社会の変化に対応するため、愛知県青少年問題協議会の提言を得て、子ども・若者育成の行動指針である「あいち子ども・若者育成計画2010」を策定しました。

新たな計画の特徴は、現行計画の基本理念を継承しつつ、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨などを勘案して、「困難を抱える子ども・若者の支援」を施策の柱の一つに位置づけたことにあります。

この計画の推進にあたっては、教育委員会及び警察本部を含めた県の関係部局の緊密な連携のもと、国、市町村、企業、さらには様々な民間組織との協力関係を築き、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。もちろん、家庭や地域の果たす役割が大きいことから、県民の皆様と相互に協力して取り組むことも必要です。

県民の皆様には、この計画の策定にあたり貴重な御意見をいただき深く感謝申し上げます。今後とも、次代を担う子ども・若者が、豊かな社会性と優れた創造力を培い、自ら考え、責任をもって行動できる人間として成長できるよう、温かい眼差しで彼らを見守り、支援していただきますことをお願いします。

平成22年3月

愛知県知事 神田 恵 秋

◎目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の性格・位置づけ	1
4 子ども・若者の範囲と計画の対象者	2
5 計画の基本理念	3
6 計画の基本的な柱	3
7 計画の体系	4
8 大人の皆さんへの提言と、子ども・若者へのメッセージ	5

第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

第1 現在の子ども・若者像	8
第2 子ども・若者の健やかな成長と自立をめぐる課題	10
1 少年非行	10
2 いじめ、不登校、中途退学	12
3 ひきこもり状態の若者	14
4 若者の社会的・経済的自立の遅れ	15
5 支援を必要とする外国人の子ども・若者	17
第3 子ども・若者を取り巻く環境の変化	18
1 孤立化が進む家庭・家族	18
2 地域における連帯感の希薄化	20
3 情報化社会の進展	22

第3章 子ども・若者施策の展開

第1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	24
1 豊かな心と健やかな体の育成	24
(1) 心の教育の充実	24
(2) 健やかな体の育成	25
2 社会の変化に対応できる力の養成	27
(1) 確かな学力の確立	27
(2) 時代の変化への対応	28
(3) キャリア教育の推進	29
3 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流	30

第2 困難を抱える子ども・若者の支援	32
1 困難な状況ごとの取組.....	32
(1) 障害のある子ども・若者の支援.....	32
(2) 少年非行の防止.....	33
(3) いじめ等の問題行動、不登校への対応.....	34
(4) ひきこもりに対する支援.....	34
(5) ニート(若年無業者)・フリーターに対する支援.....	35
(6) 外国人の子ども・若者の支援.....	35
2 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための取組.....	36
第3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり	38
1 家庭の教育力の向上.....	38
2 地域の教育力の向上.....	39
(1) 学校と地域との連携.....	39
(2) 企業と地域との連携.....	40
(3) NPOとの協働.....	40
(4) 地域力の強化.....	41
3 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化.....	42
(1) 有害環境への対応.....	42
(2) 子ども・若者の被害防止・保護.....	43
第4 推進体制の整備・充実	44
1 県の体制の整備.....	44
2 国、市町村との連携の充実.....	44
3 民間組織との連携の充実.....	44

参考資料

1 あいち子ども・若者育成計画2010の策定経過.....	46
2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱.....	46
3 地方青少年問題協議会法.....	48
4 愛知県青少年問題協議会条例.....	48
5 子ども・若者育成支援推進法.....	49
6 児童の権利に関する条約(概要).....	54
7 子どもの生活実態調査の概要.....	57

附属資料「愛知県子ども・若者施策の概要」(別冊)

1 数値目標
2 子ども・若者施策の概要
3 子ども・若者の相談窓口



① 計画策定の趣旨

今日、多くの子ども・若者が、スポーツや文化・芸術、ボランティアなど、様々な分野において活躍していますが、一部の子ども・若者には、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、深夜はいかいや初発型非行といわれる万引きの増加、そして、ニート、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど、憂慮すべき状況が見られるところです。

こうした子ども・若者をめぐる課題に対応するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の総合的推進の枠組みが整備されるとともに、ニート、ひきこもり、不登校等、困難を抱える子ども・若者の支援を行うためのネットワーク整備の推進が図られることとなりました。

また、インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年（18歳未満の者）を守るため、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずることや、有害情報を遮断するフィルタリングの普及を図ることとされました。

このように、子ども・若者に関わる行政は、大きな転換期を迎えています。

本県では、平成13年3月に「あいちの青少年育成計画21」を策定し、地域社会と一体となって、青少年施策の総合的・計画的な推進を図ってきましたが、これらの現状を踏まえ、21世紀を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくため、愛知県青少年問題協議会の提言（平成21年11月）に基づき、新たに子ども・若者育成計画を策定しました。

② 計画期間

この計画の期間は、平成22（2010）年度から平成31（2019）年度までの10年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等も踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

③ 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、本県が、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくための行動指針となります。また、併せて、すべての県民が連携・協力し、地域の実情に応じて子ども・若者の健やかな育成を推進するための指針としていきます。
- (2) 平成18年3月に策定された「新しい政策の指針」では、「愛知の創造的発展を担う人づくり」を基本課題の一つとしています。また、平成22年3月に策定された「政策指針2010-2015」では、「誰もが『希望』を持って活動できる社会にする」を基本課題の一つとしています。この計画は、これらが指し示す地域づくりの方向性を踏まえ、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画となります。
- (3) 平成19年4月に策定された「あいちの教育に関するアクションプラン」、平成22年3月に策定された「あいち はぐみんプラン(第二次愛知県少子化対策推進基本計画)」など、子ども・若者を対象とする他の計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っていきます。
- (4) この計画の各年度の実施計画は、「愛知県子ども・若者施策の概要」として、毎年度当初に示していきます。

④ 子ども・若者の範囲と計画の対象者

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も多数存在することから、これらの者も計画の対象とします。

なお、健やかな成長の基礎を形成する学童期、心身ともに大きく成長する一方、様々な悩みを抱える思春期、親の保護を抜け出し社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に対する施策に重点を置きます。

また、計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。

このように、施策により、対象となる子ども・若者の範囲は異なる場合があります。

各種法令などによる呼称と年齢区分

法令等の名称	呼称等	1	5	6	10	12	14	15	18	20	25	30	35	40	
民法	未成年者	[0歳から20歳未満]													
学校教育法	学齢児童		[5歳から12歳未満]												
	学齢生徒				[12歳から15歳未満]										
児童福祉法	児童	[0歳から18歳未満]													
	乳児	[0歳から1歳未満]													
	幼児	[1歳から6歳未満]													
	少年		[6歳から18歳未満]												
労働基準法	児童	[0歳から15歳未満]													
	年少者	[0歳から18歳未満]													
勤労青少年福祉法(注1)	勤労青少年								[18歳から35歳未満]						
刑法	刑事責任年齢	[0歳から14歳未満]													
少年法	少年	[0歳から20歳未満]													
未成年者喫煙禁止法 未成年者飲酒禁止法	未成年者	[0歳から20歳未満]													
愛知県青少年保護育成条例	青少年	[0歳から18歳未満]													
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	[0歳から18歳未満]													
子ども・若者育成支援推進法(注2)	子ども・若者	[0歳から30歳未満]													
青少年育成施策大綱 (平成20年12月策定・国) (注3)	青少年	[0歳から30歳未満]													
	子ども	乳幼児期	[0歳から6歳未満]												
		学童期		[6歳から12歳未満]											
	若者	思春期				[12歳から18歳未満]									
青年期								[18歳から30歳未満]							

(注1) 法律上は規定なし。第8次勤労青少年福祉対策基本方針では、上限をおおむね35歳未満までとしている。

(注2) 法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている(内閣府)。

(注3) 思春期の上限は、おおむね18歳まで。青年期及び青少年の上限は、おおむね30歳未満までとしているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた者を含め対象としている。

5 計画の基本理念

子ども・若者が、心身ともに健康で自立した個人として成長し、相手の立場を尊重しながら共に生きることができるよう支援していくことや、地域において子ども・若者と大人が、より豊かな人間関係を築き、共に支え合い、育ち合うことができる社会の実現を目指していくことが、ますます重要になっています。

このため、「あいちの青少年育成計画21」で掲げる基本理念を継承し、「子ども・若者の自立をはぐくみ、共に育ち合う社会をめざして」を、この計画の基本理念とします。

6 計画の基本的な柱

◎基本的な柱 1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

子ども・若者が他の人々と協働しながら、夢や目標に向かって自己実現を図るためには、健康な生活を営む上で基礎となる体力と他人を思いやる豊かな心に加えて、「確かな学力」が必要です。

この「確かな学力」は、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力などを含めたものであり、現行の学習指導要領に採用されている考え方ですが、急速に変化する社会に子ども・若者が的確に対応していくためには不可欠な力です。

また、人間関係が希薄化している中で、他者との関係の在り方を学び、自分の意見や考えを適切に伝えるためのコミュニケーション能力を高めていくためには、他者との交流や様々な体験を積み重ねていくことが重要になります。

そして、子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在であるとの認識を持ち、一人ひとりの子ども・若者が持っている能力や意欲を引き出し、支援していくという基本的な姿勢に立つことが大切です。

◎基本的な柱 2 困難を抱える子ども・若者の支援

子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の問題が深刻な状況にあります。

困難を抱える子ども・若者を支援するためには、支援を必要とするようになった経緯や原因、目指すゴールや家庭環境などの違いをよく理解した上で、個別的に支援することが求められます。

また、子ども・若者の抱える問題は、教育、医療、保健、福祉、就労などに関係する問題が複雑にからみあっていることが多いため、関係機関・団体等が継続的、包括的に支援することが必要です。

◎基本的な柱 3 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

家庭、学校、企業及び地域がそれぞれの役割を果たす中で、誰もが参加できる開かれたネットワークを構築することにより、子ども・若者育成の基盤となる地域社会の再生を図り、子ども・若者の自立支援や問題行動の予防、早期発見につなげることが必要です。

このため、家庭、学校、企業及び地域の相互の関係の再構築、関係機関等の連携による有害環境対策の推進、新たな有害環境に対する迅速な対応を図るとともに、子ども・若者の育成のための県民運動の推進を始めとした気運の醸成に積極的に取り組むことが重要です。

◎基本的な柱 4 推進体制の整備・充実

計画を推進していくためには、県における全庁的な取組体制の強化を図る必要があります。また、困難を抱える子ども・若者を支援し、共に育ち合う地域社会づくりを進めるにあたっては、国や市町村の果たす役割も大きいため、連携を深めていくことが重要です。

そして、子ども・若者の多様な交流を図るためには、地域での受け皿づくりが求められることから、地縁団体、子ども・若者の育成団体、NPOなどの民間組織が担う役割を重視し、県として、その育成・振興に努めるとともに、ネットワークの強化を図る必要があります。

7 計画の体系



⑧ 大人の皆さんへの提言と、子ども・若者へのメッセージ

「子どもは社会を映す鏡」という言葉があるように、子ども・若者をめぐる問題は、同時に、大人自身の有り様や今日の社会全体の在り方が問われている問題です。

社会全体で子ども・若者をはぐくむという視点を基本としながら、大人一人ひとりに対しては自己を省み、温かい眼差しで子ども・若者を見つめる必要性などを提言するとともに、次代を担う子ども・若者に対しては期待と励ましを込めたメッセージを送ります。

(1) 大人の皆さんへの提言

ア 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

子ども・若者は、誰もが本来、成長と自立に向けた確かな力を備えた存在です。一人ひとりのペースに合わせながら、これを引き出すことができる親や大人でありたいものです。様々な体験をするとともに、知識を身に付け、たくましく生きていけるように支援していきましょう。



イ 困難を抱える子ども・若者の支援は社会の責任

未来を担う大切な子ども・若者の数が減少している一方で、ニート、ひきこもり、不登校など、多くの子ども・若者が社会生活を営む上で困難を抱えています。

一人ひとりが抱える問題は様々ですが、これを本人や家族だけの責任に帰することでは解決しません。すべての子ども・若者は社会の大切な財産であるとの総意のもとに、困難を抱える子ども・若者を社会全体で支援していきましょう。

ウ 家庭の大切さを再認識する

子どもにとって家庭は人格形成の基礎となる大切な場であり、親子の語らいは心身の健康度を高め、生活の満足度により影響をあたえるものです。家庭の役割を再認識して、親子のふれあいや絆を大切にしましょう。

また、一人親世帯の増加など、家族形態も多様化しており、まわりのサポートも必要です。

エ 働いている姿を見せる

親の働く姿は、子どもにとって人生の教科書でもあります。親が真剣に仕事に向き合う姿から、親に対する敬愛の念も生まれ、子どもの心も成長します。親は自分の働く姿を子どもに見せたり、働くことの大切さを伝えたりしましょう。

オ 自己を省みる

社会が変化する中で、地域の連帯感が希薄化するなど、子ども・若者を取り巻く環境が厳しくなっています。

大人一人ひとりが、子ども・若者に見られて恥じることのないような行動や態度をとっているか、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりに努めているか、もう一度自己を省みましょう。

カ 子ども・若者の前向きな行動を積極的に評価する

子ども・若者が健やかに育つためには、大人や社会の愛情に包まれているという安心感が必要です。大人からは不器用に見える行動にも温かな眼差しを向けながら、子ども・若者が前向きに行動したときは、まず褒めましょう。そして、成功・失敗にかかわらずプラスに評価して次の行動を促しましょう。

キ 子ども・若者と共に育ち合う地域社会づくり

子ども・若者の非行を防止し、健やかな成長と自立を促すためには、今の時代に即した家庭や地域の教育力の向上を図ることが大切です。そのためには、学校や行政はもとより、地域の大人、企業、NPO、民間団体など、すべての関係者が連携して、開かれたネットワークづくりを進め、育ち合いのある新しい地域社会づくりを進めましょう。

(2) 次代を担う子ども・若者の皆さんへのメッセージ

ア 夢や目標を持とう

若い皆さんは、「自分探しの旅」に出ている旅人です。旅の途中で、様々な出来事に会い、たくさんの発見と感動に巡り合えると思います。時には、失敗や困難に直面し、悩み、苦しむこともあるでしょう。

しかし、失敗や困難は、自分自身を見つめ直すチャンスであり、それらを乗り越える努力が成長の糧となります。皆さんには、夢や目標を持ってほしい。そして、失敗を恐れず、夢や目標に向かってチャレンジしてほしい。



イ 基本的な生活習慣を身に付けよう

皆さんは、心身ともに大人へと成長するまっただ中にいますが、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期にとって大切な基本的な生活習慣を身に付けていますか。からだが疲れていないと質のよい睡眠をとることができず、集中力も低下しがちです。体を適度に動かし、規則正しい食事と睡眠をとることは、心身のバランスを保ち、明るい気持ちで意欲的に生活を送るための基本です。

ウ 思いやりの気持ちを持とう

何気ない言葉で、相手を傷つけてしまうこともあるものです。これから自分が言おうとしていることや、やろうとしていることを、もし、自分が言われたり、されたりしたらどういう気持ちになるのか考えてみてください。相手を思いやる気持ちを持つことは、自分自身の心の成長につながるものです。

エ 自分のことを大切にしよう

自分は「価値のない人間だ」とか「誰にも必要とされていない人間だ」と考えていませんか。しかし、あなたは、まだ大人へと成長する過程の、可能性に満ちあふれた存在です。自分に自信のないときは、一度、家のお手伝い、道路のごみ拾いなど、人のためになると考えたことを行動に移してみましょ。まわりは、きっと、感謝の気持ちを抱くはず。勇気を出してとったその行動は、今の時代を生き抜く自信にきつとつながります。

オ 自分で選択する力をつけよう

志望校を決める、就職先を決める、結婚相手を決めるなど、成長するにつれ、選択をしなければならないたくさんの分かれ道があります。目標を修正しなければならない場合も、もちろんあります。

日頃、皆さんが自分で考え、行動することにより、よりよい選択をする力を養っていくことが大切です。

カ 努力を惜しまない

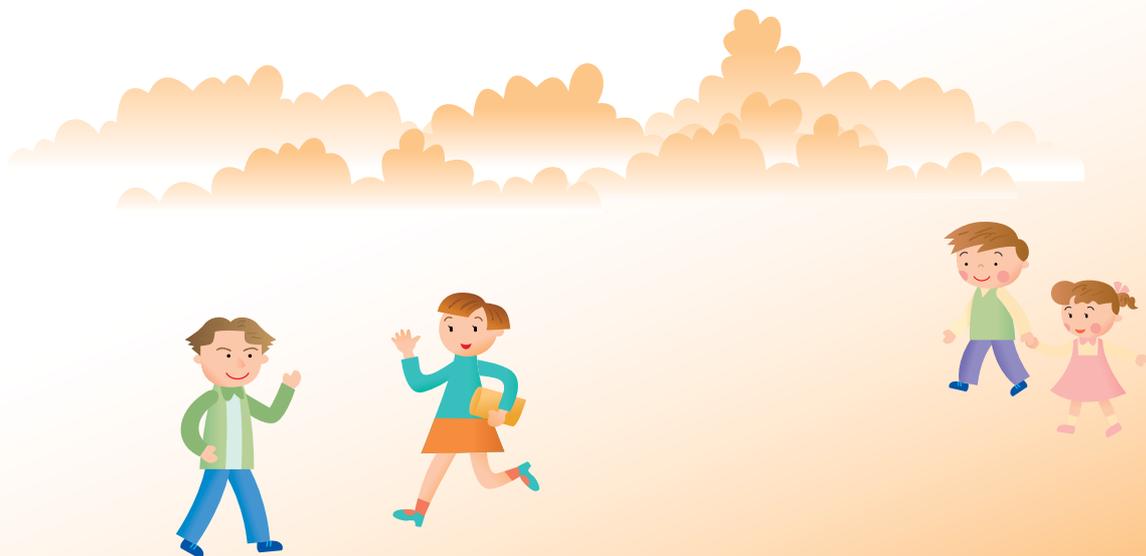
目標や方向が決まれば、それに向けて努力を惜しまないでほしい。

簡単に手に入れることができたものは、喜びも一時のもので、手に入れたものへの愛着も長続きしないことが多いもの。努力をすればただけ、それが実現したときの喜びは大きいし、手に入れたものへの愛着も長続きします。そして、次の努力への原動力にもなります。

キ ひとりで悩まない

人は、誰もが悩みをもって生きていますが、自分の力だけで解決することには限界があるものです。だから、人に頼ることは決して恥ずかしいことではありません。頼られた人は真剣にあなたの悩みに耳を傾けてくれるはず。

家族や信頼できる人、自分のことを分かってくれる人、身近にそのような人がいないのであれば、公的な相談窓口などにも目を向けてみましょ。最初はハードルが高いと感じても、思い切って相談してみれば、解決の糸口がきつと見つかります。



第2章

子ども・若者を取り巻く現状と課題

第1 現在の子ども・若者像

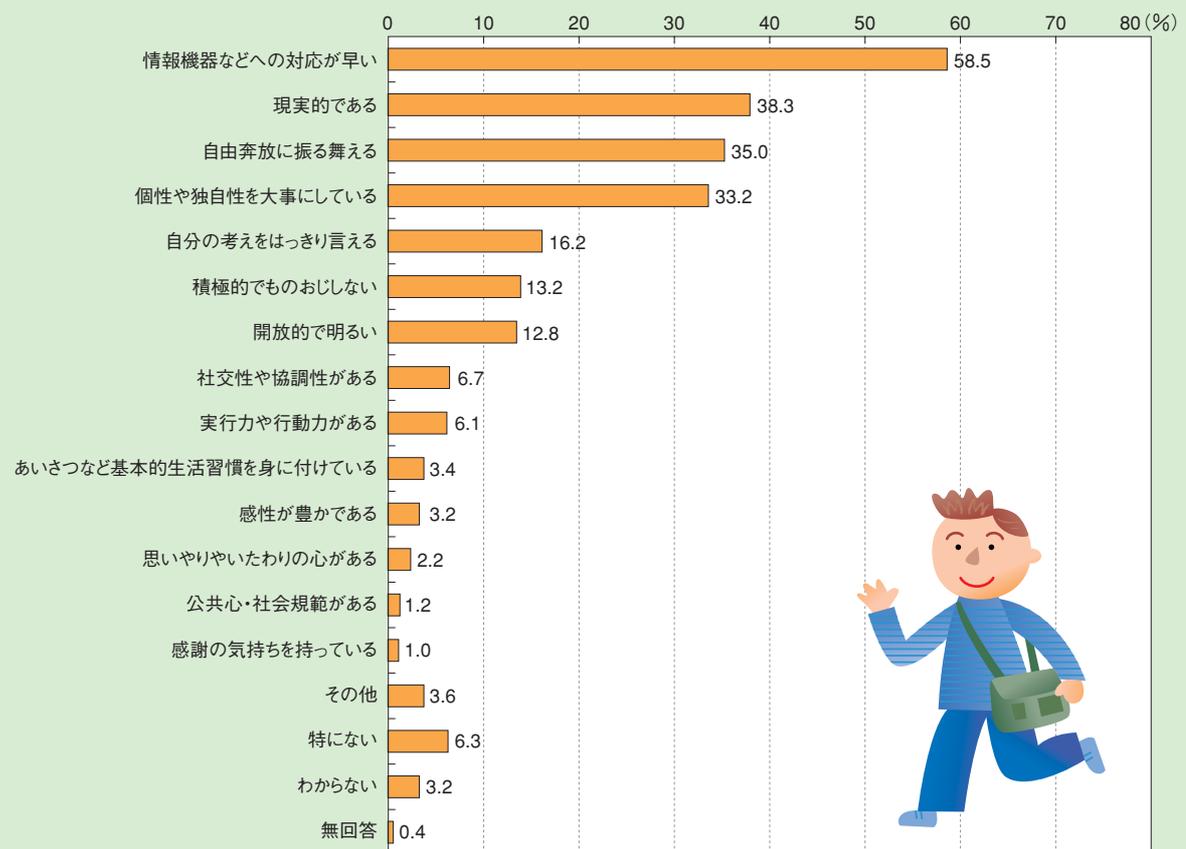
スポーツ、文化芸術、学問など、様々な分野において、多くの若者が国内はもとより、世界レベルで活躍し、我々に元気と勇気と感動を与えてくれます。

ボランティアの分野でも、地震など自然災害の復旧のために駆けつける若者や、青年海外協力隊に参加し、自分の持っている知識・技術を開発途上国の人々のために活かしている若者など、たくさんの若者が活躍し、社会を支えています。

現在の子ども・若者像を把握するため実施した青少年の健全育成に関する県政モニターアンケート（平成21年度、20歳以上の男女500人を対象に実施）では、青少年の優れている面として、「情報機器などへの対応が早い（58.5%）」、「現実的である（38.3%）」、「自由奔放に振る舞える（35.0%）」、「個性や独自性を大事にしている（33.2%）」などが上位にあがっており、特定の分野に優れた適応能力を発揮するとともに、自由や個性を大事にする青少年像が浮かび上がっています（図1）。

また、一般的傾向として多くの子ども・若者は、「異文化の受け入れに抵抗感がなく、外国人等との関わりを自然に持つことができる」、「環境に対する関心が高い」、「興味があることや好きなことに対しては熱心に取り組み、優れた能力を発揮する」など、優れた面を持っていると言われています。

図1 「青少年の優れていると思うところ」について（回答は3つ以内）



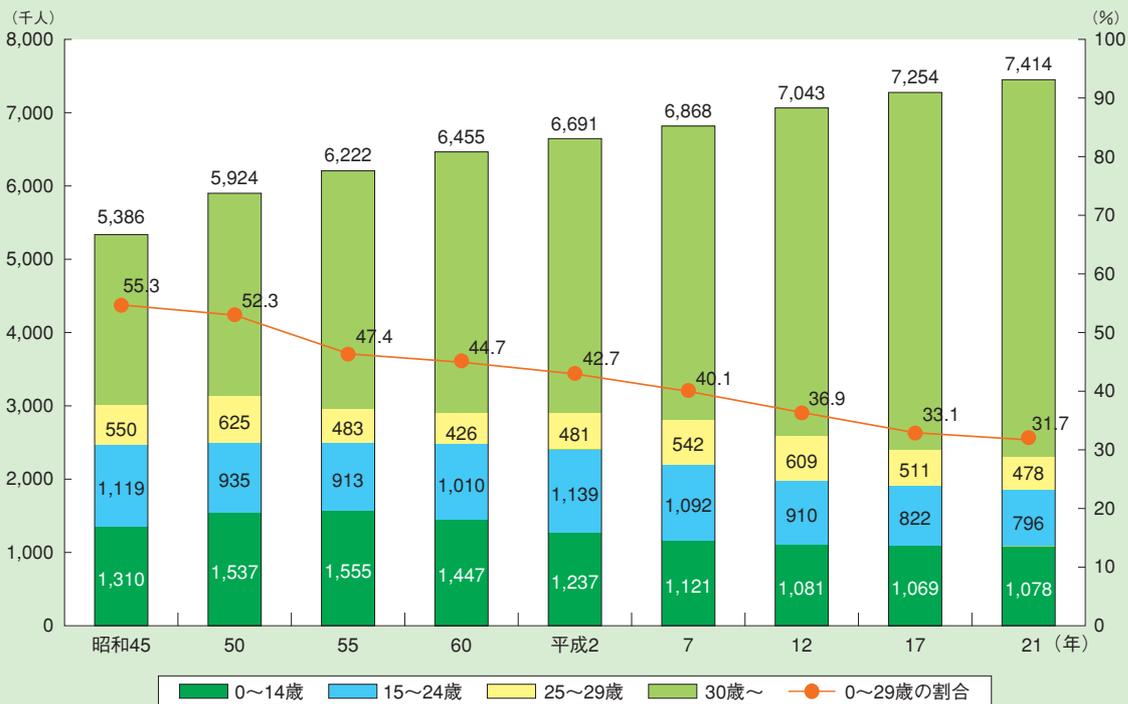
資料:県政モニターアンケート(平成21年度)

しかし、その一方で、現代の子ども・若者の一部には、社会環境や生活環境等の変化を受けて、次のような気がかりな面も指摘されています。

- 携帯電話などの不健全サイトの安易な利用、深夜はいかいの増加、自由や個性を履き違えたふるまいなどに見られるようにモラルやルールを守ろうとする意識が希薄化している。
- 他人とのコミュニケーションを図りながら人間関係を築いていくことが苦手である。また、他人のことに無関心でその痛みや思いを理解する力が弱い。
- 「自分のことが好きでない」、「自分が役に立たない」など、自己肯定感、自己有用感が低下し、自分に自信を持つことができない。
- 就寝時間が遅い、早起きができない、朝食を食べないなど、基本的な生活習慣が身に付いていない。
- 学ぶことの楽しさを実感できない。目的意識を持って学ぼうとする意欲が希薄である。
- 体力・運動能力はピークであった昭和60年頃と比較すると依然低い水準にある。
- 他人の指示を受けず自主的に物事を実施していこうとする心構えがない。

【参考】図2 子ども・若者人口の推移（愛知県）

本県の総人口に占める子ども・若者（0～29歳）の人口の割合は、平成21年には31.7%まで低下し、昭和45年の55.3%に比べて大きく減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」（昭和45年～平成17年）及び県民生活部統計課「あいちの人口」（平成21年）

第2 子ども・若者の健やかな成長と自立をめぐる課題

① 少年非行

本県における刑法犯少年は、平成19年から2年連続で減少し、平成20年は5,547人と前年より743人、11.8%の減少となっています(図3-1)が、成人の検挙人員と人口比(1,000人当たりの検挙人員)で比較すると約3.9倍となっています。

窃盗犯のうち万引き、ひったくりなどは件数が前年より増加していますが、愛知県警察本部が、万引きにより検挙・補導した少年を対象に実施したアンケート結果(平成21年10月公表)によれば、「多くは、平均的な家庭環境に育っている」とされ、「万引きが犯罪である」という認識はあるものの、約3分の1が「ゲーム感覚」で犯行に及んでいることなどが明らかになっています(図3-2、図4-1~4)。

図3-1 刑法犯少年数の年別推移(過去5年)

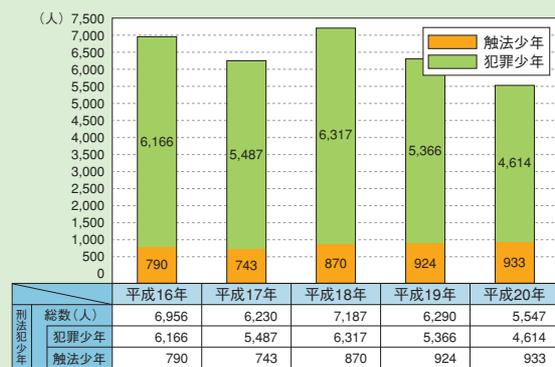
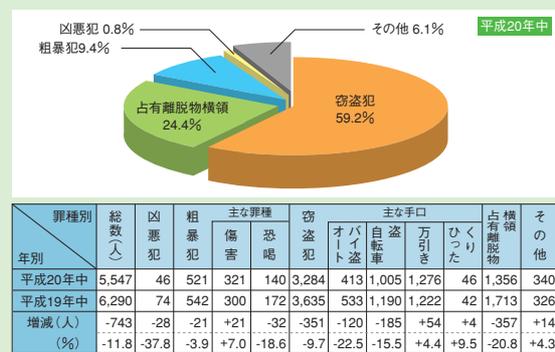


図3-2 罪種別(刑法犯少年)



資料:愛知県警察本部「少年非行統計」

【万引きにより検挙・補導した少年127人に対するアンケート】

図4-1 万引きに関する意識(複数回答)

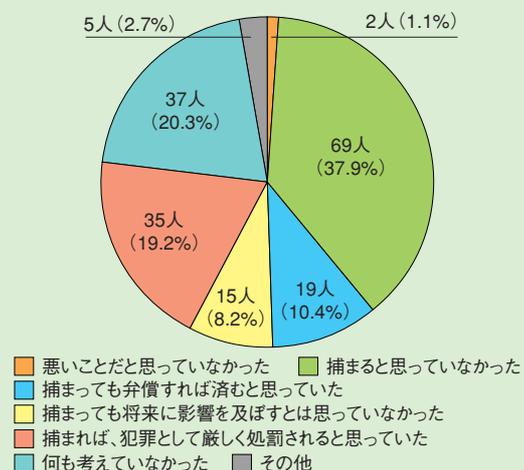


図4-2 なぜ万引きをしたのか

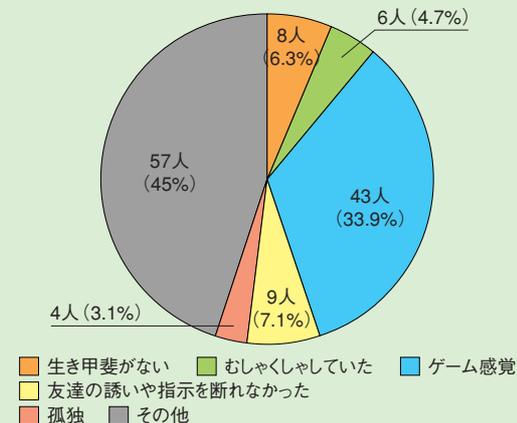


図4-3 万引きが犯罪だということを教えられたことがあるか

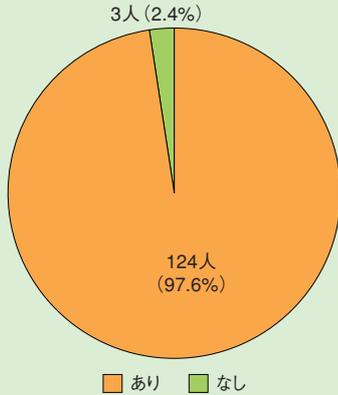
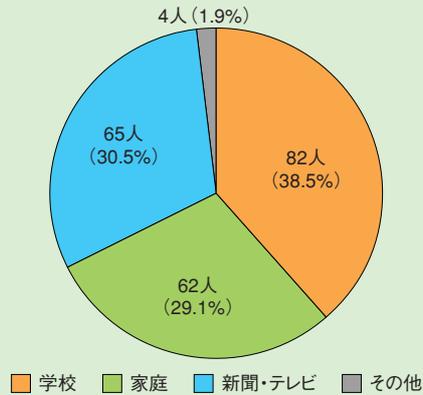


図4-4 どこで教えられたか(左図で「あり」と答えた者への質問、複数回答)



資料:愛知県警察本部「万引き犯罪に係る実態調査」

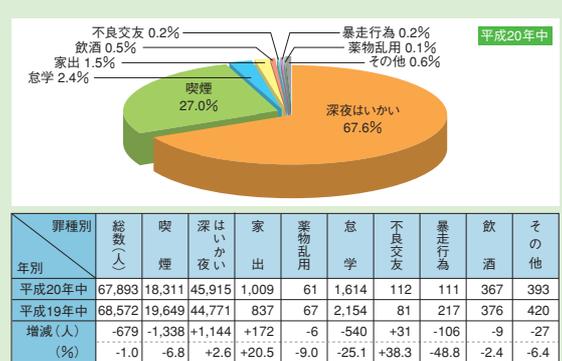
一方、不良行為少年の補導数は、平成20年は67,893人と前年より減少していますが、ここ数年間は増加傾向にあります。特に、深夜はいかいについては、前年比1,144人、2.6%の増加、家出にいたっては前年比172人、20.5%の大幅増と目立ったものとなっています(図5-1、図5-2)。

深夜はいかいや、より悪質な少年非行の入り口となる万引きなどに対しては、初期の段階で適切に指導することが少年の非行防止を図る上で重要です。

図5-1 不良行為少年数の年別推移(過去5年)



図5-2 行為別(不良行為少年)



資料:愛知県警察本部「少年非行統計」

② いじめ、不登校、中途退学

文部科学省の調査によると、本県における平成20年度間のいじめの認知件数（国公私立・小中高特別支援学校が対象）は、前年度より1,252件減少の9,699件となりましたが、依然として多い状況にあります。これを学校種別で見ると、小学校で4,949件、中学校で4,273件、高等学校で462件、特別支援学校で15件となっています。

また、平成20年度間の長期欠席者（年度間に連続又は断続して30日以上欠席した者）は、小学校（国公私立）で3,002人、中学校（国公私立）で7,925人でした。このうち、不登校を理由とする者が、小学校では前年度より71人減少の1,652人で、在籍者数に占める割合は0.4%、中学校では前年度より218人増加の6,593人、同3.1%となっており、中学校は5年連続の増加となっています（図6-1、図6-2）。

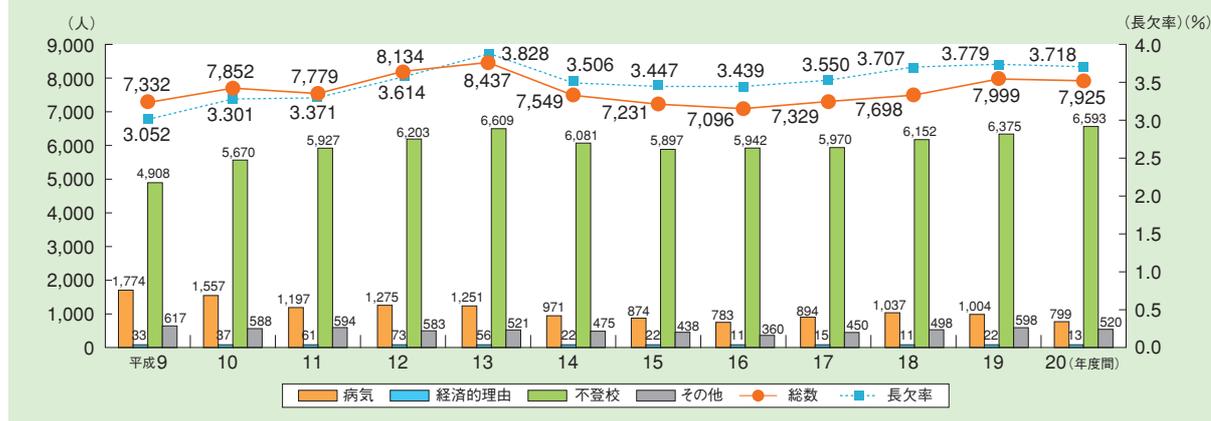
一方、平成20年度の高等学校（国公私立）の中途退学者は、前年度より159人減少の3,789人で、在籍者数に占める割合（中途退学率）は2.0%でした。

※中学校には、中等教育学校前期課程を含む

図6-1 小学校における長期欠席者の推移



図6-2 中学校における長期欠席者の推移

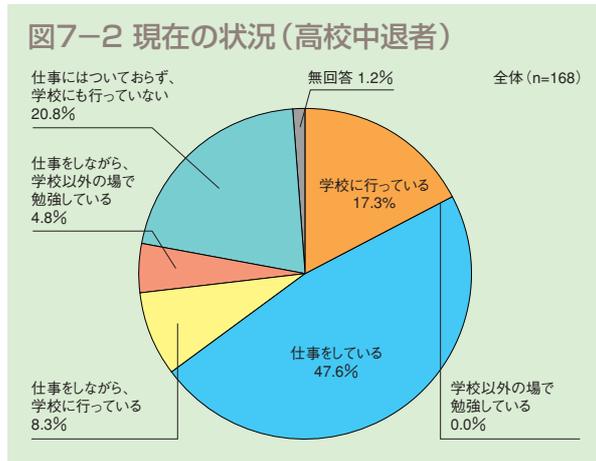
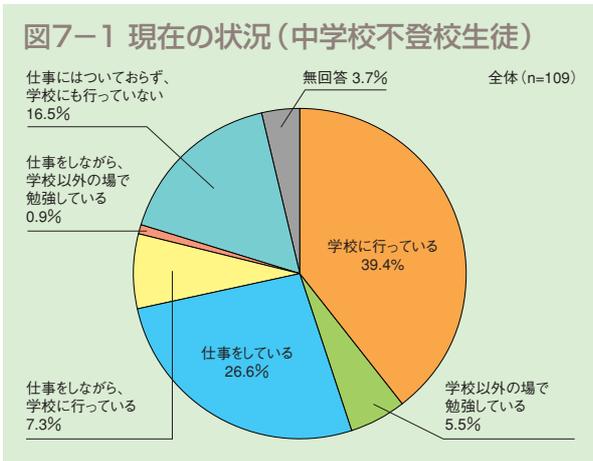


出典：愛知県教育委員会

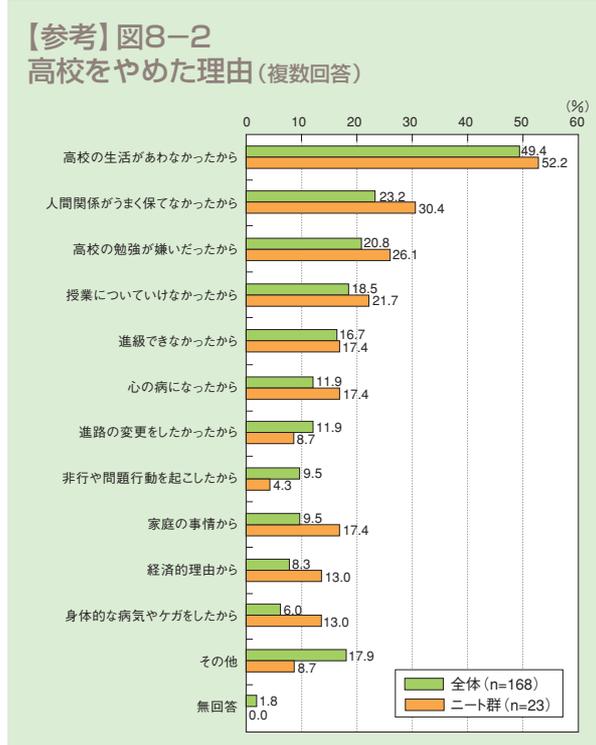
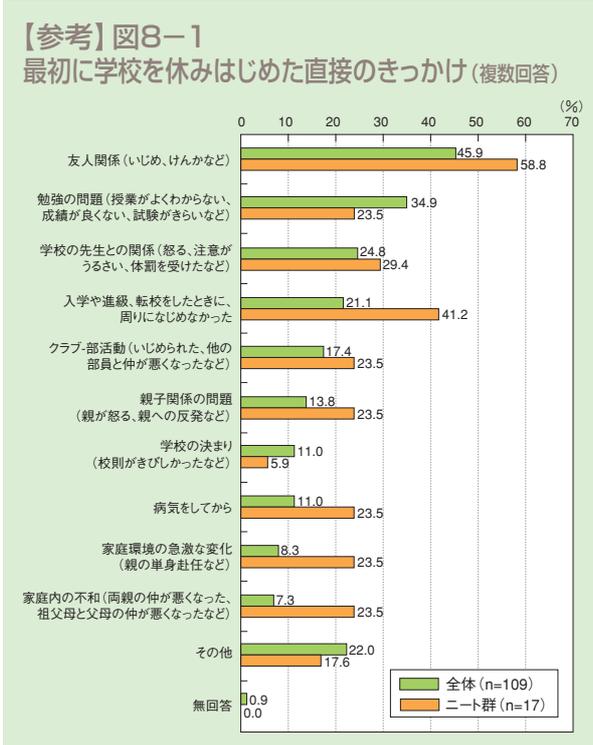
内閣府が平成16年度当時に中学校3年生で不登校であった者及び高等学校を中途退学した者を対象に、4年後の現状について調査したところ、不登校生徒の16.5%、中途退学者の20.8%が仕事にはついておらず、学校にも行っていませんでした(図7-1、図7-2)。

回答者数の少なさなどから、統計的には十分なものではありませんが、調査対象者とほぼ同年代の人に占めるニート(若年無業者)の割合が15歳から19歳までで2.3%、20歳から24歳までで5.9%となっているのと比べると、調査結果の数値は高い割合となっています。

児童生徒に対する相談体制の更なる充実、家庭への支援を図るため、関係機関や地域との連携を深めていくことが必要です。



出典:愛知県教育委員会



※ニート群:「現在の状況」について、「仕事にはついておらず、学校にも行っていません」と回答した人の中で「夫又は妻」と同居していると回答した人を除いた人

資料:内閣府「青少年の現状と施策」(平成21年版青少年白書)

③ ひきこもり状態の若者

ひきこもりの問題は潜在化する傾向があるため、実態を把握することが困難ですが、厚生労働省の研究事業として行われた地域疫学調査を基にした本県の推計によれば、ひきこもりの子を持つ家庭は、少なめに見ても県内の15,500世帯にのぼるとされています。

平成19年度に本県と名古屋市が共同で実施した、ひきこもり状態の若者に対するアンケート調査結果によれば、回答数233人のうち66.5%が男性で、全体のうち20代、30代が71.2%を占めていました。また、ひきこもり開始年代は10代後半から20代前半が58.1%を占めており、半数以上の人に不登校の経験がありました。

「こころの不調を感じることもあるか」との質問には、「いつもある」、「よくある」と答えた人が6割にのびります。本人が望んでいる支援で最も多かったものは、働く場所、次に就労訓練をするサービス、続いて、フリースペースなどの居場所、メンタルフレンド、面接相談の順となっていました。その一方、保健所や精神保健福祉センターを利用したことがある人は35.2%に過ぎず、利用したことがない理由としては、相談をしていることを知らなかった人が29.3%、相談しても仕方がないと思っている人が26.4%、近所に知られたくないという人が12.1%となっていました。

ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族の方は、それぞれ異なる悩み、ニーズを持っています。

本人や家族の方の相談に的確に対応し、ひきこもり状態の若者の自立や社会参加の促進を図るためには、関係機関・団体による様々なアプローチが必要です。

【参考】ひきこもり相談

ひきこもり相談については、愛知県精神保健福祉センターが県内では最も早くから取り組んでいます。また、保健所においても、平成18年度にひきこもり専門相談を開始し、翌平成19年度からは新たにこころの健康推進グループを設けて専門職（精神保健福祉相談員と保健師）による相談体制を強化し、ひきこもり、うつ、自殺等のメンタルヘルス相談として平日毎日実施しています。

表1 愛知県精神保健福祉センター・保健所におけるひきこもり相談延件数

	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
愛知県 精神保健 福祉センター	616 (57)	627 (71)	554 (187)	740 (78)	678 (83)	533 (72)	590 (85)
保健所	158 (85)	285 (151)	426 (200)	413 (171)	665 (394)	656 (362)	765 (279)

(注) ()内は実件数

④ 若者の社会的・経済的自立の遅れ

経済のグローバル化は、国際規模での地域間・企業間競争を激化させました。

各企業は国際競争力を高めるため、正規雇用を縮小して、派遣社員や契約社員、パートタイム等の非正規雇用を急速に拡大させましたが、既存の従業員の雇用に影響を及ぼすのではなく、正規雇用による新規採用を抑制することを優先して雇用調整が行われた結果、若者にとって、将来の展望が描きにくい不安定な雇用環境をもたらしました(図9)。

派遣社員や契約社員の解雇・雇止めが社会問題となり、近年では、雇用形態の見直しなどが検討されつつあるものの、いわゆる就職氷河期に卒業を迎え、正社員として就職できなかった若者の多くは、いまだ定職に就けない(就かない)フリーターやニート(若年無業者)として不安定な生活を送っています(図10-1、図10-2)。

このような状況は、若者からキャリア形成を図る機会を奪い、不安定な生活状態

が将来的に続くおそれを高めます。その結果、社会全体にとっても、社会保障費の増加、少子化の進行、重要な社会の担い手の損失などが懸念されています。

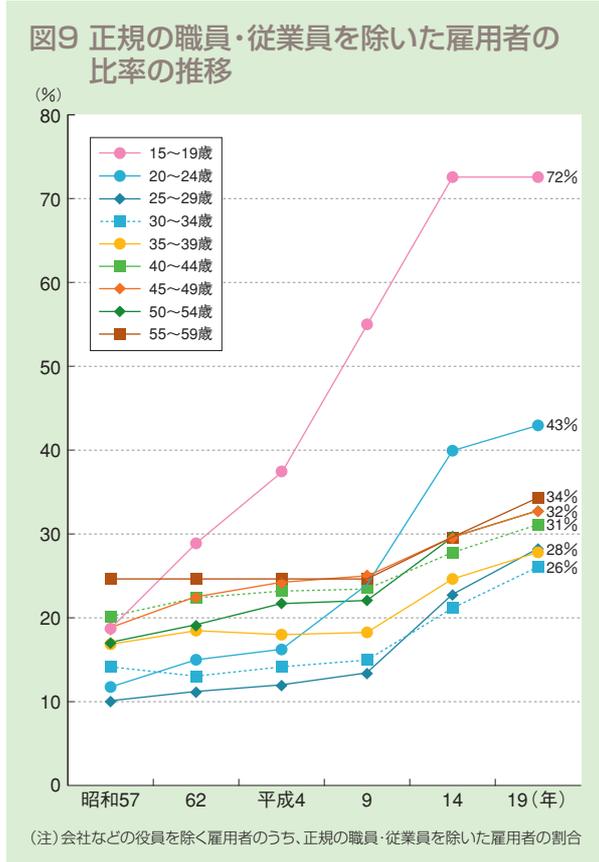
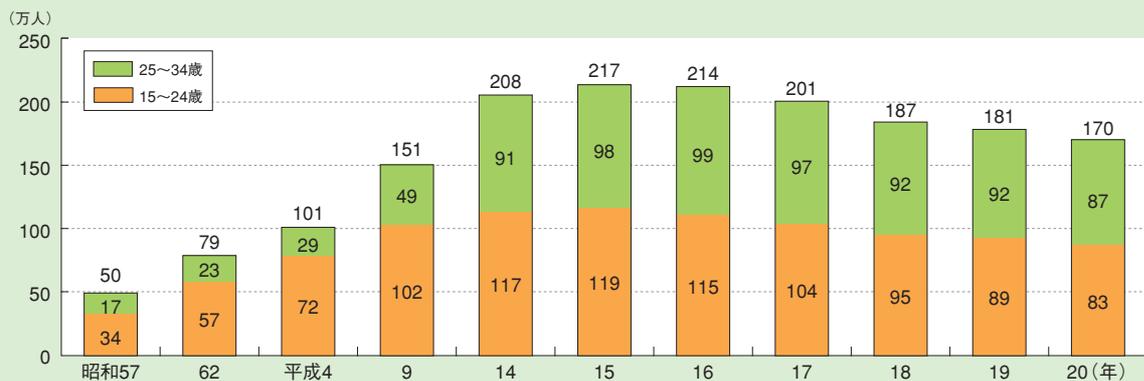


図10-1 フリーターの人数の推移(全国)



(注) 1 昭和57年から平成9年については、フリーターを年齢は15~34歳と限定し、[1] 現在就業している者については勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である雇用者で、男性については継続就業年数が1-5年未満の者、女性については未婚で仕事を主に行っている者とし、[2] 現在無業の者については家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の仕事希望者と定義し、集計している。
 2 平成14年からフリーターを15~34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、[1] 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、[2] 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、[3] 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。
 3 昭和57年から平成9年までの数値と平成14年以降の数値とは、「フリーター」の定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

資料: 昭和57年から平成9年については厚生労働省「平成18年版 労働経済の分析」より転記。平成14年以降については、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」。

図10-2 若年無業者数の推移(全国)



(注) 1 若者無業者について、年齢を15~34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。
 2 15~34歳計は、「15~24歳計」と「25~34歳計」の合計。「15~24歳計」、「25~34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料:総務省統計局「労働力調査」

【参考】表2 都道府県別若年無業者数及び割合

	都道府県	平成19年		平成14年	
		若年無業者(人)	15~34歳人口に占める割合(%)	若年無業者(人)	15~34歳人口に占める割合(%)
1	東京都	60,800	1.8	72,800	2.0
2	大阪府	55,300	2.5	53,300	2.1
3	埼玉県	44,100	2.5	42,900	2.1
4	神奈川県	38,800	1.7	49,100	1.9
5	愛知県	33,500	1.8	35,400	1.7
6	千葉県	33,200	2.2	37,800	2.2
7	北海道	32,500	2.6	23,700	1.7

※若年無業者数(平成19年)の多い都道府県から順位付け

出典:総務省統計局「都道府県別若年無業者数及び割合(就業構造基本調査)」(平成14年、19年)

また、厚生労働省の調査によれば、本県の平成18年3月卒業者の就職後3年間の離職状況は、中学校卒業生では就職者全体の48.6%が、高等学校卒業生では35.2%が、大学卒業生では31.5%がそれぞれ離職しており、目的のないままの安易な離職の防止が課題となっています。

若者の社会的・経済的自立を図るためには、雇用環境の改善といった大局的な観点だけでなく、個人の状況に合わせた個別的、継続的な支援も必要です。

⑤ 支援を必要とする外国人の子ども・若者

本県における外国人登録者数は、平成20年末現在、228,432人で、総人口に占める割合は、3.09%です。県民の約32人に1人が外国籍という計算になります。

都道府県別に見ると、外国人登録者数では、東京都に次いで第2位となっています(表3-1)。

愛知県多文化共生推進室が調査した結果によれば、平成21年末現在の本県における外国人登録者数は、214,110人でした。この数は、平成20年末現在の227,581人(※)と比べて13,471人、5.9%の減少となっています(表3-2)。昭和63年以降対前年比で、ほぼ一貫して増加してきた外国人登録者数が、今回の調査では、厳しい雇用環境が続いていることから減少しています。

保護者の失業等により不就学の状態となる外国人の子どもの増加がうかがわれることから、教育や就労にかかる支援の充実が必要です。

※速報値との比較を行うため、法務省の外国人登録者数とは一致しない。

表3-1 外国人登録者数上位5都道府県の状況

	都道府県	外国人登録者数(人)	総人口に占める割合(%)
1	東京都	402,432	3.13
2	愛知県	228,432	3.09
3	大阪府	211,782	2.40
4	神奈川県	171,889	1.93
5	埼玉県	121,515	1.71

出典：法務省「平成21年版在留外国人統計」

表3-2 国籍(出身地)別外国人登録者(平成21年末現在)

(愛知県多文化共生推進室調べ)

	国籍(出身地)	登録者数(人)	構成比(%)	対前年末増減数(人)	対前年末増減率(%)
1	ブラジル	67,125	31.4	-11,527	-14.7
2	中国	47,339	22.1	714	1.5
3	韓国・朝鮮	39,769	18.6	-1,005	-2.5
4	フィリピン	25,457	11.9	116	0.5
5	ペルー	8,049	3.8	-443	-5.2
6	その他	26,371	12.3	-1,326	-4.8
	合計	214,110	100.0	-13,471	-5.9

(注) 四捨五入のため、構成比の計は100%にならない。

【参考】表3-3 外国人登録者数のうち未成年者の占める割合(愛知県)

平成20年末現在

外国人登録者数	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	(B)/(A)×100(%)
228,432人(A)	9,795人	9,358人	8,431人	9,039人	16.0
	36,623人(0~19歳合計)(B)				

出典：法務省「平成21年版在留外国人統計」

第3 子ども・若者を取り巻く環境の変化

① 孤立化が進む家庭・家族

職住の分離、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化と、地域社会に依存しなくても生活できる豊かな社会になったことで、家庭が地域から孤立しやすい状況になっています。

家族形態の多様化も進み、かつては祖父母や地域の人々から引き継がれてきた子育ての知識や経験の継承が途絶え、身近に子どもの成長過程を見る機会が少なくなった親が、子育てに対して不安や孤立感を覚え、ストレスを感じています。

近年、男女共同参画による子育ての意識が浸透してきてはいるものの、依然として父親の育児参加に対する企業の理解や支援体制は十分とは言えず、子育てにおける父親の存在感はそれほど高まっていません。

また、経済格差の広がりが指摘される中、家庭環境により生じる問題が二極化する傾向にあります。子どもに対する無責任な放任、児童虐待などの問題が生じる一方で、過干渉・過保護により子どもの自立心や自己肯定感を培う機会を奪っています。

さらに、「生活の個室化」とともに、食事を一人で食べる「孤食」、塾や習い事の増加は、家族同士のふれあいの機会を減らし、家族関係を希薄化させる危険をはらんでいます。

バランスのとれた家庭環境の中で、「教育の場」であると同時に「いこいの場」としての役割を持つ家庭機能の回復が求められています。

【参考】「子どものしつけ」について

内閣府の平成18年度国民生活選好度調査によれば、「昔と比べてしつけがきちんとできていると思うか」との質問に「できていない」（「どちらかと言えばできていない」と「全くできていない」の合計）と回答した人の割合が、52.6%と過半数を占めているとしています（図11-1）。

「しつけができていない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「親自身が基本的な生活習慣が身に付いていない」が60.3%、「親の責任感や心構えが弱い」が58.0%となっており、親に問題があると考えている人の割合が高いとしています。また、「祖父母世代から父母世代へしつけや子育ての知恵が伝承されていない」が33.7%、「家族が一緒に過ごす時間が少ない」が31.1%、「親の仕事が忙しすぎる」が26.4%となっており、家族とのつながりの変化が家庭における教育力を低下させている可能性があるとしています（図11-2）。

図11-1
問「昔と比べて親は自分の子どもに対して社会規範やしつけがきちんとできていると思いますか」

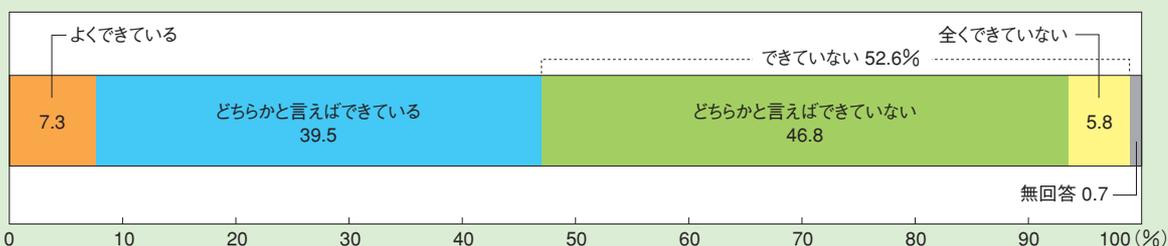


図11-2 「しつけがきちんとできていない理由」について（回答は3つ以内）



資料：内閣府「平成18年度国民生活選好度調査」

【参考】平日の親子の接触時間の減少

内閣府の平成20年版青少年白書では、9歳から14歳までの子どもを持つ親が、平日子どもと一緒に何かをしたり、相手をしている時間がどのくらいあるかを、平成12年と平成18年で比較しています（図12-1、図12-2）。

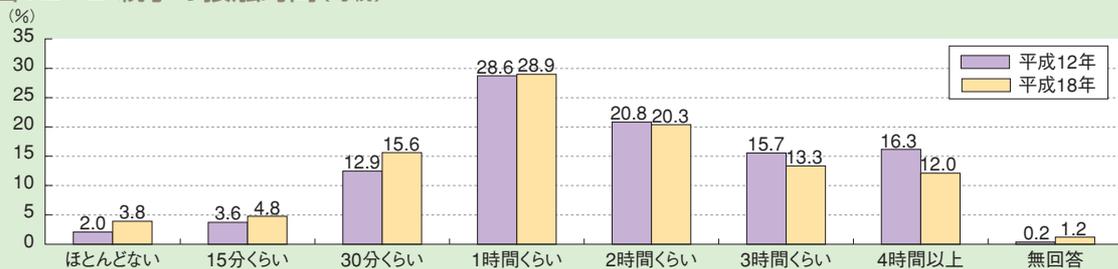
これによると、父親については、「4時間以上」、「3時間くらい」が減少し、「2時間くらい」、「1時間くらい」が増加、さらに、「30分くらい」、「15分くらい」が大きく減り、「ほとんどない」が大きく増加しているとしています。

また、全体的に短い時間へシフトしており、特に、平成18年においては、平日の親子の接触時間が「ほとんどない」とした父親が23.3%、おおよそ4人に1人という結果となっているとし、母親においても、父親ほど顕著ではないものの、おおむね同様の傾向が見られるとしています。

図12-1 親子の接触時間（父親）



図12-2 親子の接触時間（母親）



資料：平成12年は内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」
平成18年は内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査」

② 地域における連帯感の希薄化

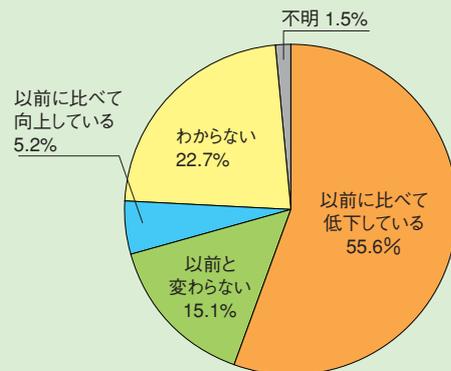
都市化の進展や地域に対する住民意識の多様化などに伴い、地域における連帯意識が弱まり、「隣近所に無関心な人が増えた」、「よその子どもを叱らなくなった」など、地域全体で子ども・若者を育てようとする意識が失われつつあります。

文部科学省が小中学生の保護者を対象に、「地域の教育力」について保護者自身の子ども時代と比較してもらったところ、過半数(55.6%)が「以前に比べて低下している」と回答しています。一方、「以前と変わらない」は15.1%、「以前に比べて向上している」は5.2%にとどまっています(図13-1)。

その理由については、「個人主義が浸透(他人の関与を歓迎しない)」が56.1%と最も多いほか、「地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに抵抗感が増加」が33.7%、「近所の人々が親交を深められる機会の不足」が33.2%、「人々の居住地に対する親近感の希薄化」が33.1%、「母親の就労の増加」が30.1%、「高層住宅(マンション)の普及など居住形態の変化」が28.0%などとなっています(図13-2)。

また、県政モニターアンケート(平成21年度実施)で、青少年との日常の関わり方を尋ねたところ、「あいさつをかわしているか」との質問に「そうしている」、「多少そうしている」が合わせて73.1%、「よいことをしたらほめているか」との質問に「そうしている」、「多少そうしている」が合わせて62.9%となっています。しかし、「迷惑行為に対して注意しているか」及び「スポーツ活動や地域活動での行事に協力しているか」では、それぞれ「そうしている」、「多少そうしている」が合わせて30%強にとどまっており、より積極的な関わり方をしている大人の割合は、あまり多くないことがうかがわれます。

図13-1
自分の子ども時代と比べた現在の地域の教育力



調査対象は、人口規模、地理的条件、地域的なつながりの強弱について、転出入者数、刑法犯認知件数など一定の指標を設定して選定した全国10地区の小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生各100名程度の保護者
調査回収数は、合計2,888名

図13-2
「地域の教育力」が低下している原因について
(回答は3つ以内)



資料:文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年3月)